クリーンセンター施設見学動画作成業務委託仕様書

**１　委託業務名**

　　クリーンセンター施設見学動画作成業務委託

**２　業務目的**

　　クリーンセンター（尼崎市立クリーンセンター第２工場及び尼崎市立資源リサイクルセンター）の施設見学については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和２年度から令和３年度末まで全面的に中止してきたところである。令和４年度に入り、感染拡大に一定の落着きが見られたことから、令和４年７月から施設見学を再開することとしたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては施設見学を再度中止することも考えられ、先行きが不明瞭な状況となっているところである。

　　一方、施設見学を中止していた間は、代替措置として見学用ＤＶＤの貸出を行ってきたが、その内容は施設の紹介のみにとどまっており、ごみの減量化や適正な分別排出の推進など見学時に口頭で説明していた内容については、映像には収録されていない。

　　こうしたことから、今後施設見学が中止された場合にあっても実地と同様あるいはそれ以上の体験を提供できるよう、施設や廃棄物処理の紹介といった従来の内容に加え、本市の廃棄物行政に対する理解を深めるとともに、特に本市が重点的に取り組んでいる『ごみの減量化（分別等の徹底）』を推進することができる内容を盛り込んだ動画を作成しようとするものである。

**３　コンセプト**

　　「施設見学以上の臨場感を」をモットーに、通常のカメラでの撮影動画だけでなく、全方位カメラでの撮影動画も作成することで、第２工場の焼却炉室や資源リサイクルセンターの破砕施設など従来の施設見学では見ることのできない施設等についても、実際その場で見学しているような体験を可能とするとともに、ごみの減量及び適正なごみの出し方など、ごみに係る環境行政を幅広い年代に目と耳で理解してもらえるような動画とする。

**４　業務内容**

　　受託者は、２の業務目的及び３のコンセプト等を十分理解し、次に掲げる業務を行うものとする。

　⑴　作成動画

　　　動画については、尼崎市立クリーンセンター第２工場編と尼崎市立資源リサイクルセンター編を作成する。

　　　それぞれの動画は、通常カメラでの撮影動画（以下「メインコンテンツ」という。）及び全方位カメラでの撮影動画（以下「サブコンテンツ」という。）で構成することとし、メインコンテンツについては、小学校の社会学習にも使用することを想定し、各施設の説明を加えること。

　　　なお、作成する動画については、複数年にわたっての使用が可能であることを前提とする。

　⑵　動画の再生時間

　　　動画の再生時間については、メインコンテンツ１５分程度、サブコンテンツ１５分程度とする。なお、サブコンテンツについては、１５分のものを３分割（１本あたり５分程度）で構成するものとすること。

　⑶　企画・構成

　　　本市が作成した簡易台本（ナレーション原稿を含む。）を基に、３で示したコンセプトに整合させるものとし、必要に応じて本市と協議を行い、動画構成及び内容を決定のうえ、業務台本を作成する。

　　　なお、簡易台本の作成にあたり、本市の担当者から協議の申出があった場合は、これに応じること。

　⑷　撮影

　　　前号で作成した業務台本に基づき、尼崎市立クリーンセンター第２工場（尼崎市東海岸町１６－１）及び資源リサイクルセンター（尼崎市東海岸町２３－１）において動画の制作に必要な映像の撮影を行う。

　　　・撮影にあたっては、次の点に留意すること。

1. 撮影日については、平日の午前９時から午後５時とする。

注１：午後０時から午後１時は除く。

注２：施設停止中に撮影が必要な場合は市と事前に協議する。

1. 動画を作成については、各工場を施設見学しているように撮影し、以下の箇所については、取り入れること。

　　　　・今回委託業務で取り入れたい撮影箇所

ア　クリーンセンター第２工場

施設見学では見れない施設：焼却炉内、蒸気タービン等

適正な分別の推進を紹介する施設：灰ピット

イ　資源リサイクルセンター

施設見学では見れない施設：破砕施設等

適正な分別の推進を紹介する施設：手選別作業

1. メインコンテンツは通常のカメラ、サブコンテンツは全方位カメラを使用すること。
2. 撮影時の出演者については、メインコンテンツ・サブコンテンツとも本市職員で対応するものとする。
3. 撮影日については、撮影対象となる設備によっては停止している期間のみに限られるため、事前に本市と協議して決定すること。
4. 保護具（ヘルメット・防塵マスク等）の着用が必要となる場所の撮影にあたっては、本市が保護具を必要数貸与する。
5. クリーンセンターは、市民や事業者等（以下「市民等」という。）も利用する施設となっており、できるだけ市民等が映らないよう配慮すること。万が一映ってしまった場合は、取り直し又はぼかし等の必要な処理を行うこと。

　⑸　編集

　　　前号で撮影した映像の加工・加除・調整、音楽・ナレーション・テロップの挿入等の編集作業を行う。

　　　編集にあたっては、作業の進捗に応じて適宜本市と協議を行い、内容確認を受けること。

　　　なお、動画に使用する音楽や画像等については、著作権に係る問題が発生しないものを使用すること。

　⑹　成果物の納品

　　　成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

　　　なお、本業務終了後、受託者の瑕疵により成果物に不備が発見された場合には、本市と協議のうえ、受託者の負担と責任において速やかに補足・修正を行うものとする。

1. 映　像

　　　　メインコンテンツ・サブコンテンツとも、動画の規格は１６：９とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とする。なお、サブコンテンツについては、YouTube及び市のホームページで再生可能な形式(WMV､MPEG4､MOV)とすること。

　　②　動画の納品は、次の仕様のとおりとする。

　　　ア　メインコンテンツ

　　　　(ｱ) ＤＶＤディスク・・・・盤面印刷含む。コピー可能なもの　　計１０枚

　　　　　　（クリーンセンター第２工場編：５枚、資源リサイクルセンター編：５枚）

　　　　(ｲ) Blu－rayディスク・・・盤面印刷含む。コピー可能なもの　　計１０枚

　　　　　　（クリーンセンター第２工場編：５枚、資源リサイクルセンター編：５枚）

　　　イ　サブコンテンツ

配信用データが記憶できるデータ容量のもの（Blu－rayディスク、ＵＳＢメモリーでも可）

　　　　　（クリーンセンター第２工場編：１枚（個）、資源リサイクルセンター編：１枚（個））

**５　委託業務期間**

　　契約締結日から令和５年３月３１日まで

**６　届出書類**

　　契約締結後、次の書類を提出すること。

　⑴　業務主任担当者届

　　　契約締結後７日以内に提出すること。

　⑵　業務計画書

　　　契約締結後１４日以内に提出すること。

**７　支払条件**

　　業務完了後、適法な請求を受けた日から３０日以内に一括払

**８　データの保護・著作権について**

　⑴　秘密保持

受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た機密に属する情報、また本市が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

　⑵　第三者への提供の禁止

受託者は、本市が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

　⑶　複写・複製の禁止

　　　受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、市から提供を受けた資料等を本市の許諾なく複写または複製してはならない。

　⑷　事故発生時における報告義務

　　　受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちに事故内容と対応措置などを市に報告し、措置後は詳細な経過及び結果報告を文書により行わなければならない。

　⑸　著作権の帰属

　　　納入した成果物に係る一切の権利は、本市に帰属する。

　⑹　紛争の処理

　　　映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。

**９　その他**

　　本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者双方が協議して決定する。

以　上

担当：尼崎市立クリーンセンター

第２工場管理担当

TEL：06-6409-1701